

# 令和9年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員について

## 1 募集定員の設定について

令和9年度から臨床研修を開始する研修医の定員配分及び定員の算定方法について、  
**令和8年4月10日（金）**までに、地域医療対策協議会等の審議を踏まえ、九州厚生局あてに報告を行う必要がある。

## 2 各病院の募集定員の配分の考え方

各病院の希望定員数の合計が県の定員上限（厚労省が設定）の範囲内であれば、各病院の希望定員数どおりの定員とし、地域医療対策協議会で協議を行う。

各病院の希望数が上限を上回った場合は、地域医療対策協議会で配分先を検討・調整する。

【参考】医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（抜粋）

(2)都道府県における病院ごとの募集定員の設定

都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの定員の算定方法をあらかじめ定め、当該募集定員を設定すること。

## 3 決定までのスケジュール

1月末	県から各臨床研修病院へ定員希望調査（2月20日㍻）
3月17日	地域医療対策協議会にて、配分について協議、決定
4月10日まで	九州厚生局へ定員配分及び定員の算定方法を報告
4月末まで	各病院あて募集定員の通知

# 大分県における募集定員の設定について

## 1 令和9年度の状況

- 国が設定する募集定員上限：112人（前年度比+11）
- 各臨床研修病院の希望募集定員：110人  
⇒ 定員数上限に対して、2人 定員の余りあり

【参考】過去の募集定員上限の状況

年度 (研修開始)	R5	R6	R7	R8	R9	増減 (前年比)
国が設定する 募集定員上限 (①)	116	117	112	101	<b>112</b>	<b>(+11)</b>
各病院の 希望募集定員 (②) ※再照会后	110	110	109	108	<b>110</b>	<b>(+2)</b>
余り (①-②)	6	7	3	▲7	<b>2</b>	<b>(+9)</b>

**定員上限112の内訳** ※( )は対前年比

- ① 基本となる数 92人 (+2)  
→ 研修医総数推計値を人口分布等で按分した数(研修医総数の増)
  - ② 地域枠加算 13人 (+1)  
→ 該当学年人数の増
  - ③ 地理的条件による加算 8人 (±0)
- ①+②+③ = 112人【仮上限】 (+2)**  
※端数調整により▲1
- ④ 他県へ配分するために削る数 **0 (+9)**  
→ 令和8年度募集定員の配分において、上限数を全て配分したため、削減調整がなかったもの  
(R7年度：4枠、R8年度：9枠)

## 2 令和9年度の配分方針(案)

- 各病院の希望定員数の合計が県の定員上限の範囲内であるため、各病院の希望定員数に基づき配分したい。

【考え方】

- ・ 令和8年度の定員設定において、定員上限数の大幅な削減が行われたことを踏まえ、今回の配分調整にあたっては、全ての定員を各病院へ配分する方針で調整を図ったところ。
- ・ しかしながら、各病院においては研修の質を担保するため、適正な定員規模が必要であることから、無理な配分は行わず、各病院の希望定員数どおりで配分することとしたい。

令和9年度から研修を開始する研修医の募集定員(案)

病院名	令和7年度 定員	令和8年度 希望定員	令和8年度 最終定員	(参考) 前年度から の増減	令和9年度 希望定員		令和9年度 定員 (案)	(参考) 令和8年度 からの増減	(参考) 令和7年度 からの増減
					照会結果 (初回)	照会結果 (2回目)			
国立病院機構 別府医療センター	9	9	9	0	9	9	9	0	0
大分県立病院 (※自治医含む)	17	16	16	▲1	17	19	19	+3	+2
大分大学医学部 附属病院	44	44	38	▲6	38	42	42	+4	▲2
大分大学医学部 附属病院(小・産)	4	4	4	0	4	4	4	0	0
社会医療法人敬和会 大分分院	5	5	5	0	5	5	5	0	0
中津市立市民病院	6	6	6	0	6	7	7	+1	+1
大分県厚生病院 鶴見	4	4	4	0	4	4	4	0	0
大分中村病院	4	4	4	0	4	4	4	0	0
国立病院機構 大分医療センター	2	2	2	0	-	-	-	▲2	▲2
大分赤十字病院	5	5	5	0	5	5	5	0	0
新別府病院	4	6	4	0	6	6	6	+2	+2
大分市医師会立 アルメイダ病院	5	5	4	▲1	5	5	5	+1	0
大分県計	109	110	101	▲8	103	110	110	+9	+1
大分県募集定員上限	112	101	101		112	112	112		

定員余り

9

2

2

10

5

※大分県立病院：基幹型16人+自治医3人

事 務 連 絡  
令和 7 年 12 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課  
医師臨床研修推進室

令和 9 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。  
標記については、令和 7 年 12 月 5 日に開催した医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 3 第 1 項に基づき、令和 9 年度から臨床研修を開始する研修医の定員を別紙のとおり決定しましたのでご連絡します。

つきましては、令和 8 年 4 月 10 日（金）までに、地域医療対策協議会等の審議を踏まえ、別紙に記載の募集定員上限の範囲内で管内臨床研修病院の定員配分及び当該定員の算定方法について、管轄する地方厚生局医事課宛てご提出願います。

なお、基礎医学に意欲がある医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（基礎研究医プログラム）にかかる定員については、別途通知することを申し添えます。

# 令和9年度臨床研修 都道府県別募集定員上限

別紙

	R8年度募集定員上限	R8年度病院募集定員合計	基本となる数 (全国の研修医総数推計値を人口分布や医学部入学定員で按分) (※1)	地域枠による加算 (※2)	地理的条件等による加算				基本となる数と加算の合計(仮上限)	直近の採用数等の保障					1%まで戻すための追加配分	R9募集定員上限 (※5)
					地理的条件等による加算					直近(R7年度)の採用数	①×0.99と⑧のうち少ない方	仮上限に不足数	仮上限と昨年実績との差	仮上限から前年実績(不足数)の合計を⑨で按分		
					地理的距離(100km以内)から近い人口の多い都道府県による加算(※3)	地理的条件(陸海の人口、自然の数)による加算	医師少産区域の人口に応じた加算	都道府県間の医師偏在状況に応じた加算								
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)					
北海道	412	412	354	19	④-1 36	④-2 2	④-3 0	④-4 0	⑤ 407	331	0	0	0	0	1	408
青森	160	149	99	65	10	0	0	0	173	91	0	0	82	13	0	160
岩手	139	118	97	44	10	0	0	0	150	72	0	0	78	12	0	138
宮城	214	214	190	8	14	1	0	0	211	185	0	0	0	0	1	212
秋田	105	103	76	36	8	0	0	0	119	65	0	0	54	8	0	111
山形	131	120	86	26	9	1	0	0	121	69	0	0	52	1	0	120
福島	183	163	122	58	13	0	0	0	192	129	0	0	63	10	0	182
茨城	270	234	197	64	0	0	0	0	259	205	0	0	54	8	0	251
栃木	185	185	159	17	12	0	0	0	186	170	0	0	0	0	0	186
群馬	158	153	133	21	10	0	0	0	162	111	0	0	51	8	0	154
埼玉	518	518	515	32	0	0	0	0	540	456	0	0	0	0	0	540
千葉	494	494	439	74	0	0	0	0	507	467	0	0	0	0	0	507
東京	1,254	1,254	1,195	22	0	7	1	0	1,211	1,248	1,241	30	0	0	0	1,241
神奈川	658	658	648	23	0	0	0	0	664	634	0	0	0	0	0	664
新潟	214	214	147	29	11	11	0	0	197	154	0	0	0	0	15	212
富山	105	105	85	18	6	0	0	0	108	88	0	0	0	0	0	108
石川	127	127	93	7	7	1	0	0	107	111	111	4	0	0	15	126
福井	86	86	62	9	5	0	0	0	76	54	0	0	0	0	9	85
山梨	105	83	67	48	5	0	0	0	119	58	0	0	61	9	0	110
長野	174	174	139	24	10	0	0	0	172	143	0	0	0	0	0	172
岐阜	178	178	134	37	10	0	0	0	179	171	0	0	0	0	0	179
静岡	303	303	248	62	0	1	0	0	308	287	0	0	0	0	0	308
愛知	551	551	524	37	0	1	0	0	555	552	0	0	0	0	0	555
三重	168	168	120	49	9	1	0	0	178	154	0	0	0	0	0	178
滋賀	124	124	102	14	8	1	0	0	124	115	0	0	0	0	0	124
京都	250	250	197	7	0	0	0	0	203	249	248	45	0	0	0	248
大阪	630	630	615	16	0	0	0	0	623	634	624	1	0	0	0	624
兵庫	400	400	375	18	0	2	0	0	390	402	396	6	0	0	0	396
奈良	123	123	104	16	0	0	0	0	119	122	122	3	0	0	0	122
和歌山	119	119	74	34	6	0	0	0	113	108	0	0	0	0	5	118
鳥取	82	82	46	37	4	0	0	0	85	43	0	0	0	0	0	85
島根	85	75	55	28	4	5	0	0	91	55	0	0	36	6	0	85
岡山	188	188	154	3	11	1	0	0	168	162	0	0	0	0	18	186
広島	203	203	190	20	0	3	0	0	211	179	0	0	0	0	0	211
山口	125	125	108	14	8	1	0	0	130	105	0	0	0	0	0	130
徳島	78	78	59	14	5	1	0	0	77	49	0	0	0	0	0	77
香川	100	100	77	11	0	10	0	0	97	64	0	0	0	0	2	99
愛媛	126	126	107	21	8	4	0	0	139	81	0	0	0	0	0	139
高知	92	92	56	34	4	1	0	0	93	49	0	0	0	0	0	93
福岡	399	399	402	4	0	1	0	0	402	372	0	0	0	0	0	402
佐賀	80	80	67	6	0	1	0	0	73	56	0	0	0	0	6	79
長崎	148	148	106	17	0	39	0	0	161	98	0	0	0	0	0	161
熊本	136	136	119	4	9	1	0	0	132	105	0	0	0	0	3	135
大分	101	101	92	13	7	1	0	0	112	75	0	0	0	0	0	112
宮崎	111	111	87	19	7	1	0	0	113	61	0	0	0	0	0	113
鹿児島	156	149	111	20	8	40	0	0	178	87	0	0	91	14	0	164
沖縄	156	156	107	17	0	38	0	0	160	153	0	0	0	0	0	160
計	10,904	10,759	9,338	1,214	274	177	1	0	10,895	9,429		89	622	89	75	10,970

+ 3  
▲ 1  
+ 13  
▲ 1  
▲ 1  
+ 11  
+ 2  
+ 8  
+ 4

(※1)「研修医総数推計値」は、令和9年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.90)を乗じて算出

→ 令和9年度研修希望者数推計値 10,376人 × 0.90 = 9,338人

(※2)地域枠学生数(実績)に今回の倍率(1.05)を乗じて算出

(※3)面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合等に加算

(※4)②~④-2の合計が全国の募集定員上限(10,895人)を上回る場合、超過分を各都道府県の②「基本となる数」に応じて按分する形で調整

(※5)⑥から⑩の計算は、直近の採用数等の保障による激変緩和のための加減であり、追加する都道府県の定員は、他の都道府県の「仮上限」から、当該都道府県の「仮上限」と直近の採用数との差に応じて削減することにより調整。ただし、「令和8年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外(⑨=0)とする

⑩の計算は、令和8年度の募集定員上限からの減少率が1%を上回る都道府県に対して、令和8年度の募集定員上限からの減少率が1%となるまで加算

また、広域連携型プログラムに係る対象人数は以下の通りとする。  
東京都:62人以上(自都内:25人まで)、京都府:12人以上(自府内:5人まで)、大阪府:31人以上(自府内:0人)、岡山県:9人以上(自県内:4人まで)、福岡県:20人以上(自県内:8人まで)

(※6)四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある。

## 臨床研修医の募集定員について

- 臨床研修の必修化後、研修医の募集定員が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大し、研修医が都市部に集中する傾向が続いた。
- このため、平成22年度研修から各都道府県の募集定員上限を設定し、研修医の偏在是正を図っている。

平成16年度



平成22年度～



平成27年度～



令和3年度～

・ 研修医の募集定員は、全国の定数管理や地域別の偏在調整が行われず募集定員倍率（研修希望者数に対する募集定員数の比率）が1.3倍を超える規模まで拡大

・ 平成22年度から臨床研修を開始する研修医について、厚生労働省が各都道府県の募集定員上限を設定

臨床研修制度等に関する意見のとりまとめ（平成21年2月18日 臨床研修制度のあり方等に関する検討会）

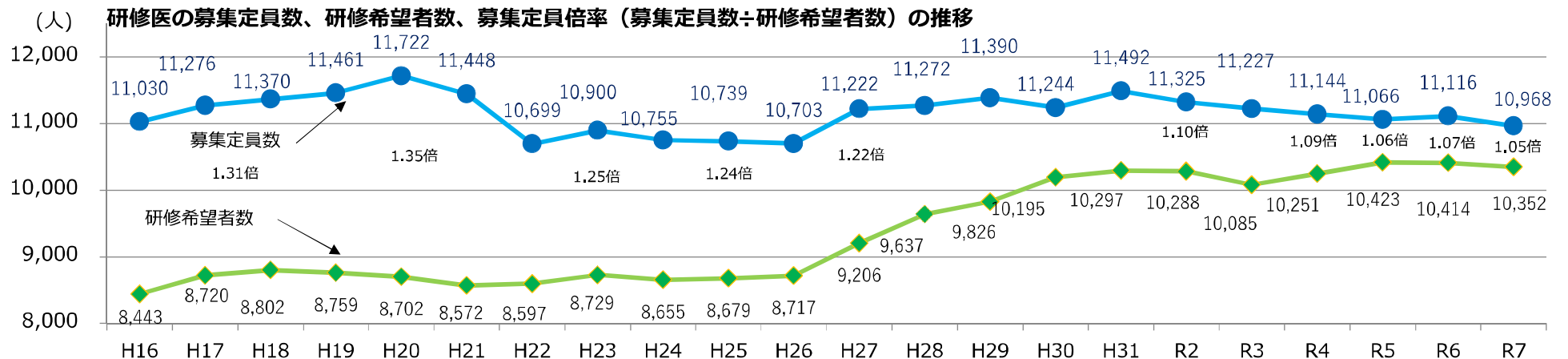
（2）募集定員や受入病院のあり方の見直し

○ 研修希望者に見合った募集定員の総枠を設定するとともに、研修医の地域的な適正配置を誘導するため、人口分布を始め医師養成規模・地理的条件等を考慮した都道府県別の募集定員の上限を設定する。

・ 募集定員倍率を令和2年度に向けて約1.10倍まで縮小する

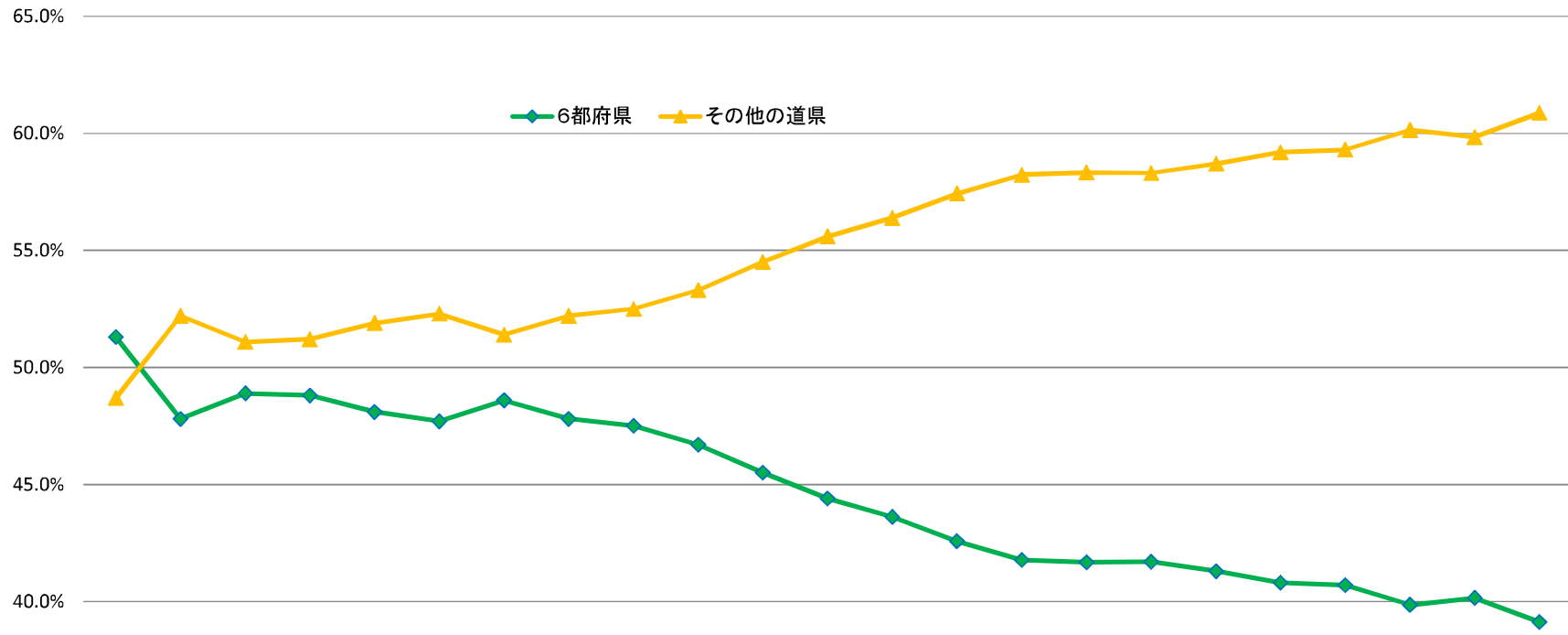
・ 募集定員倍率を令和7年度に約1.05倍まで縮小する

・ 令和3年度から臨床研修を開始する研修医について、各都道府県が、厚生労働省が設定した各都道府県の募集定員上限の範囲内で、当該都道府県内の病院の募集定員を設定



## 研修医の採用人数の割合の推移〈6都府県とその他の道県〉

大都市部のある6都府県（東京・神奈川・愛知・京都・大阪・福岡）の採用人数の割合は、臨床研修の必修化前の51.3%（平成15年度）から39.1%（令和7年度）まで減少している



	H15'	H16'	H17'	H18'	H19'	H20'	H21'	H22'	H23'	H24'	H25'	H26'	H27'	H28'	H29'	H30'	R1'	R2'	R3'	R4'	R5'	R6'	R7'
6都府県	51.3%	47.8%	48.9%	48.8%	48.1%	47.70%	48.60%	47.8%	47.5%	46.7%	45.5%	44.4%	43.6%	42.6%	41.8%	41.7%	41.7%	41.3%	40.8%	40.7%	39.9%	40.2%	39.1%
その他の道県	48.7%	52.2%	51.1%	51.2%	51.9%	52.3%	51.4%	52.2%	52.5%	53.3%	54.5%	55.6%	56.4%	57.4%	58.2%	58.3%	58.3%	58.7%	59.2%	59.3%	60.1%	59.8%	60.9%

## 令和9年度の研修希望者数の推計結果

### 令和9年度の研修希望者数（推計）（10,376人）

=	①令和8年度実施のマッチングに参加する者の人数	(10,188人)
	+ ②令和8年度時点の自治医科大学及び防衛医科大学校の6年生の人数	(188人)

①令和8年度実施のマッチングに参加する者の人数	(10,188人)	
=	④令和8年度時点の6年生のうちマッチングに参加する者の人数	(9,173人)
	+ ⑤令和7年度の医師国家試験不合格者数	(780人)
	+ ⑥国外の医学部の卒業者・卒業予定者数	(235人)

④令和6年度時点の4年生の人数から推計

⑤令和7年度時点の6年生の人数（推計）から推計

⑥直近3回のマッチングに参加した国外の医学部の卒業者・卒業予定者数の平均で代替

### ②令和8年度時点の自治医科大学及び防衛医科大学校の6年生の人数（188人）

令和7年度時点の5年生の人数で代替

# 令和9年度都道府県別募集定員上限の改正案

## 1. 募集定員上限総数の調整

- 「加算」は、「募集定員上限総数」と「基本となる数」の差を埋める形で行うが、「募集定員上限総数」の減少や「地域枠学生数加算」の増加等の影響により、令和9年度については、加算を積み上げると「募集定員上限総数」からはみ出る形となる。
- このため、「募集定員上限総数」内に収まるよう、はみ出た部分を各都道府県の「基本となる数」で按分する形で調整する。

## 2. 追加配分

- 従来から、募集定員上限総数の前年からの減少率が全国平均を上回る都道府県に対しては、減少率が全国平均に達するまで、追加配分を行っている。
- 令和9年度については、追加配分前の「募集定員上限総数」が前年度の募集定員上限総数より0.1%減少とほぼ前年同となっている。
- 医師偏在是正の観点から考えると募集定員上限数を必要以上に増やすことは適切でない一方、各県の募集・採用への影響を是正する本制度の趣旨も踏まえ、令和9年度については各都道府県の前年度減少幅が▲1%より大きい場合は▲1%まで戻すこととする。
- ※ ▲1%に戻す理由  
医師多数県等に適用される激変緩和措置も現行▲1%まで戻しており本措置とバランスをとるため同レベルの減少幅とする。

## 3. 地理的条件による加算のうち離島に関する加算

- 医師偏在是正については、地域の実情を詳細に分析・認識した上で進めるべきという要望を一部県から受けているところ。
- 地理的条件による加算のうち離島に関する加算については、従来離島人口に基づき配分してきたが、同じ人口であっても離島の数が多いほど医療アクセスの困難度も高まることも考えられる。離島加算の趣旨を踏まえ、より実態を踏まえた加算とするため、これまでの算定方法を基本としつつ、離島数の多さにも配慮した算定とする。

現行	基本となる数 × (離島人口 × 3 / 当該都道府県の人口)	
改正案	平均離島数未満の都道府県	基本となる数 × (離島人口 × 3 / 当該都道府県の人口)
	平均離島数～ + 10の都道府県	基本となる数 × (離島人口 × 3.33(3 $\frac{1}{3}$ ) / 当該都道府県の人口)
	平均離島数 + 11～ + 20の都道府県	基本となる数 × (離島人口 × 3.67(3 $\frac{2}{3}$ ) / 当該都道府県の人口)
	平均離島数 + 21～の都道府県	基本となる数 × (離島人口 × 4.0 / 当該都道府県の人口)

※ 平均離島数 (有人離島総数 (303島) ÷ 有人離島を持つ都道府県数 (27都道府県)) ÷ 11.2

# 令和9年度の各都道府県の募集定員上限の算出方法（案）

## ■全国の募集定員上限（10,895人）

研修希望者数（推計）（10,376人）× 1.05 ※1

※1 令和9年度は1.05で据え置き

## ■各都道府県の募集定員上限

**④ 人口**

全国の研修医総数（9,338人※2） ×  $\frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$

**⑤ 医学部入学定員**

全国の研修医総数（9,338人） ×  $\frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$

**① 基本となる数 大分県92人**

全国の研修医総数（9,338人） ×  $\frac{\text{④と⑤の多い方*}}{\text{④と⑤の多い方*の全都道府県合計}}$

\* ⑤(入学定員)を用いる場合、④(人口)の1.2倍を限度

}

※2 研修医総数（推計）は、研修希望者数（推計）に、過去3年間の研修希望者数に対する採用人数の割合を乗じた数

## + ②地域枠による加算 大分県 13人

地域枠入学者数 × 1.05 ※1

## + ③地理的条件等による加算 大分県 8人

- (1)100km当たり医師数※3 (7人)
  - (2)離島の人口※4 (1人)
  - (3)医師少数区域の人口※5
  - (4)都道府県間の医師偏在状況※6
- ※3 ①,②,③(1)(2)の合計が全国の募集定員上限(10,895人)を上回る場合、超過分を各都道府県の①「基本となる数」に応じて按分する形で調整を行う

- ※3 100km当たりの医師数が、全国平均よりも少ない都道府県は①×0.07、30未満の都道府県は①×0.1を加算
- ※4 ①× 離島人口 × (離島数に応じた係数) / 当該都道府県の人口 を加算
- ※5 ③(2)までを配分した後の未配分の数 × 「当該都道府県の医師少数区域の人口/全国の総人口」を加算
- ※6 ③(3)までを配分した後の未配分の数、都道府県間の医師偏在状況（医師偏在指数）に応じて按分した数を加算

## + ④激変緩和措置(直近の採用人数保障)

- ・①～③の合計（「仮上限」）が、直近（令和7年度）の採用人数よりも少ない都道府県は、令和7年度の採用人数と「令和8年度の募集定員上限×0.99」のうち少ない方の人数を当該都道府県の募集定員上限とする
- ・上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から  $\frac{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和7年度採用数）}}{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和7年度採用数）の合計}}$  に応じて定員を削減して捻出

大分県 0人

ただし、「令和8年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外とする  
また、「仮上限」からの定員削減は、「令和8年度に病院に配分された定員の合計」を下回らない範囲での削減とする

離島数に応じた係数

	係数
平均離島数未満の都道府県	3
平均離島数～+10の都道府県	3.33
平均離島数+11～+20の都道府県	3.67
平均離島数+21～の都道府県	4

※ 平均離島数（有人離島総数（303島）÷ 有人離島を持つ都道府県数（27都道府県））÷ 11.2

## + ⑤募集定員上限が、一定割合以上減少する場合の追加配分 ※上記10,895人に別途加算するもの 大分県 0人

- ・①～④の結果、令和8年度の募集定員上限からの減少率が1%を上回る都道府県（令和8年度の募集定員上限を全て病院に配分している都道府県に限る）に対して、令和8年度の募集定員上限からの減少率が1%となるまで追加配分を行う。

（注）令和7年度からは、各病院の募集定員を2人以上とするための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うこととする

6

**【大分県の定員上限】**  
 92人（①基本となる数） + 13人（②地域枠加算） + 8人（③地理的加算）  
 = 112人（全体の端数調整により▲1）

省令施行通知（定員部分抜粋）

医政発第0612004号  
平成15年6月12日  
（一部改正令和7年10月21日）

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

23 地域における研修医の募集定員の設定

都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。

(1) 募集定員の上限

(略)

(2) 都道府県における病院ごとの募集定員の設定

都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの募集定員の算定方法をあらかじめ定め、当該募集定員を設定すること。また、第三者による評価の受審状況、各病院の妊娠・出産・育児に関する施設及び取組を勘案して当該募集定員を設定するよう努めること。

その際、(1)アの医師少数区域の人口によって加算された募集定員については、医師少数区域の基幹型臨床研修病院等に配分することとし、また、前述の5の(1)ア(カ)により小児科・産科研修プログラムを設けることとされている病院に対しては、当該研修プログラムの募集定員分として、募集定員の上限から4を配分すること。

さらに、前述の5(1)ア(ケ)により広域連携型プログラムを設けた病院に対しては、当該研修プログラムの募集定員分として、募集定員上限の5%以上（(1)に定めるEが適用される医師多数県にあっては、募集定員上限の5%に(1)に定めるEにより加算された募集定員数の1/2を加えた数をいう。以下同じ。）を配分すること。ただし、広域連携型プログラムのうち、医師多数県（自都道府県に限る。）の医師少数区域（ただし、人口30万人以上の二次医療圏は除く。）に所在する臨床研修病院等において24週以上の研修を行うプログラムを設けた病院に対しては、募集定員上限の5%のうち2%を限度に配分することができること。

省令施行通知（定員部分抜粋）

また、前述の5(1)ア(ク)により基礎研究医プログラムを設けた病院に対し、当該プログラムの募集定員分として、国が定める都道府県ごとの募集定員枠から配分すること。

24 募集定員の通知

- (1) 都道府県知事は、法第16条の3第3項の規定により臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めたときは、当該定員による臨床研修が行われる年度の前年度の4月30日までに、その旨をそれぞれの臨床研修病院に通知しなければならないこと。
- (2) 都道府県知事は、臨床研修病院ごとの定員を定めるに当たっては、法第16条の3第5項の規定により、あらかじめ厚生労働大臣に研修医の募集定員のほか、当該定員の算定方法を通知しなければならないこと。
- (3) 都道府県は、当該通知書を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

25 臨床研修に関する地域医療対策協議会

- (1) 都道府県は、地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図るため、地域医療対策協議会を開催し、関係者が協議する場とすること。
- (2) 地域医療対策協議会の構成員については、「地域医療対策協議会運営指針について」（平成30年7月25日付け医政発0725第15号厚生労働省医政局長通知）を参照とすること。
- (3) 地域医療対策協議会は、以下の項目について協議、検討すること。
  - ア 地域における臨床研修の質の向上に関すること。
  - イ 地域における研修医の確保に関すること。
  - ウ 地域における研修医の募集定員の設定に関すること。
  - エ 地域における指導医の確保、養成に関すること。
  - オ 地域における臨床研修病院群の形成に関すること。
  - カ 臨床研修病院の指定や取消に関すること。
  - キ 地域密着型臨床研修病院の認定に関すること。